

京都市上下水道局告示第29号

京都市指定給水装置工事事業者規程第8条第2号及び第3号の規定に基づき、下記の京都市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、同規程第10条第3号の規定に基づき、告示します。

平成29年 9月 7日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

- 1 取消業者  
京都府亀岡市大井町並河前脇65番地の6  
有限会社西村設備  
代表取締役 西村 雅治

- 2 取消年月日  
平成29年 9月 7日

(上下水道局水道部給水課)